

不正防止計画・研究コンプライアンス推進チーム運営要項

(目的)

第1条 この要項は、「東京工芸大学研究推進及び支援に関する規程」第8条第1号に基づき設置する不正防止計画・研究コンプライアンス推進チーム（以下「業務チーム」という。）の運営について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 業務チームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) チームリーダー
 - (2) 研究倫理教育・コンプライアンス推進責任者（「東京工芸大学における公正な研究活動に関する規程」第4条第3号）
 - (3) 本学教員
 - (4) 本学事務職員
 - (5) その他、チームリーダーが必要と認めた者
- 2 前項第3号及び第4号並びに第5号の構成員について、チームリーダーからの要請に基づき、学長が指名する。

3 構成員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(チームリーダー)

第3条 業務チームのチームリーダーは、研究倫理教育・コンプライアンス推進責任者のうち1名をもって充てる。

(業務)

第4条 業務チームは、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 公的研究費に係る不正発生要因の把握並びに不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
- (2) 具体的な公的研究費不正防止計画の策定及び実施
- (3) 公的研究費に係る不正防止に関するチェック体制の構築
- (4) 公的研究費に係る事務処理手続に関するルールの一統化
- (5) 公的研究費に係る不正防止に関する諸規程の周知徹底
- (6) コンプライアンス教育の実施
- (7) 研究倫理教育の実施
- (8) 本学における公的研究費の研究課題に参加する者に対して誓約書の提出要請
- (9) 取引業者への誓約書の提出要請
- (10) 不正防止計画等の学外への公表
- (11) その他本学の研究支援及び推進における重要事項に関すること

(事務)

第5条 業務チームに関する事務は、各教育研究支援課が担当する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、業務チームの運営に関し必要な事項は、業務チームにおいて定める。

(要項の改廃)

第7条 この要項の改廃は、全学研究支援委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この要項は、2022年4月1日から施行する。